倉敷市遺児教育年金について

父又は母と死別した，義務教育就学中の児童の親権者，未成年後見人，その他事実上親権を行う者に支給します。（児童福祉法第47条の規定による児童福祉施設の長を含む。）

義務教育就学前に父又は母と死別して，その後就学した児童も支給対象です。

1. 年金額　児童１人あたり　月額　１，５００円

2. 支払　年２回　９月（４月～９月分）　３月（１０月～３月）
申請者の口座に振り込みます。

3. 申請および支払手順

申請者（保護者）	学校	子育て支援課・水島・児島・玉島・真備各保健福祉センター福祉課		子育て支援課
申請書の記入 →	申請書の証明 →	認定 →	給付決定通知書を申請者（保護者）に送付 →	支払

※　申請書を受理した日の属する月の翌月分からの支給となります。

4. 受給権が消滅する場合
   ① 遺児が市外に転出したとき
   ② 遺児が死亡したとき
   ③ 遺児の父または母が再婚（婚姻の届出をしてないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）したとき
   ④ 遺児が中学校を修了したとき

5. 支給を停止する場合
   ① 遺児が倉敷市に住民登録および外国人登録を有さなくなったとき
   ② 遺児が休学しているとき，または就学できる状態でありながら就学しないとき
   ③ 遺児が養子縁組をしたとき
   ④ 遺児が里親に委託されたとき

6. 変更届の必要な場合
   ① 遺児の氏名を変更したとき
   ② 申請者（保護者）の氏名を変更したとき
   ③ 申請者（保護者）を変更するとき
   ④ 振り込み口座を変更するとき

※届け出について
４.の③および５.のときは，受給権消滅（停止）届が，６.のときは，変更届が必要です。

※　支給申請書は遺児が通っている学校へ，消滅（停止）届，変更届は子育て支援課，各保健福祉センター福祉課へ提出してください。

倉敷市遺児激励金について

保護者（注１）と死別した児童の保護者（注１）またはその児童を現に監護している方に支給します。

1.　内容

種類	金額	受給できるための条件	
入学激励金	一人につき 10,000 円	遺児が学校（注２）のうち小学校又は小学部，中学校又は中学部に入学する時	・所得制限あり 要保護世帯又は準要保護世帯であること （理由発生時より後で該当した場合も，申請できます。） ・理由発生時に，遺児が倉敷市に住所を有していること。
卒業激励金	一人につき 10,000 円	遺児が学校（注２）のうち中学校又は中学部を卒業する時	
保護者死亡見舞金	一人につき 10,000 円	児童が学校（注２）に在学中に遺児になった時	

（注１）　保護者：親権者の一方又は双方をいい，親権者のいない場合は未成年後見人をいう。ただし，児童福祉法第 47 条の規定による児童福祉施設の長は除く。

（注２）　学校：学校教育法に規定する小学校・中学校ならびに特別支援学校の小学部・中学部，学校法人岡山朝鮮初中級学校をいう

2．　申請および支払手順

申請者（保護者）　　学校　　子育て支援課

申請書の記入 → 申請書の証明 → 認定 → 給付決定通知書を申請者（保護者）に送付 → 支払

3．　その他

給付の請求権は，その理由発生の時から２年間，これを行わないと消滅します。